

デロイト トーマツ チャイナ ニュース

ダイジェスト版(2015 年第 4 四半期号)

(Vol.155 2015 年 10 月号 – Vol.157 2015 年 12 月号の掲載記事より、一部抜粋しています)

会計情報

中国子会社における法定決算留意事項

今回は、日系企業中国子会社が、2015年度の法定決算に際して準備、検討すべきと思われる事項について解説します。まず、中国における会計制度に関して、旧企業会計準則(以下、“旧準則”と表記)の廃止や新企業会計準則(以下、“新準則”と表記)の大幅な改訂など、この1~2年、留意すべき変化がみられますので、決算前に中国子会社の決算に対してどのような影響があるかを検討する必要があります。

また、この1年、中国経済の景気減速が世界的に懸念されているのは周知の通りです。そのような中国経済環境下で、中国における日系企業の中には、中国経済後退の影響を受け業績が急激に悪化している会社や、事業採算の悪化を原因として撤退や事業再編等を計画している会社も増えていると想定されます。業績が悪化している子会社、事業再編等を検討している子会社は、固定資産の減損の兆候が生じていないか等、注意が必要です。

【中国子会社における法定決算留意事項のポイント】

1. 旧準則を採用している会社は、旧準則が廃止される一方で、「企業会計制度」は引き続き有効とされているため、事前に、対応を担当会計士と協議する必要がある。
2. 新準則の改訂の影響、例えば未払有給休暇の計上の要否等について事前に検討する。
3. 中国経済の減速等による中国子会社への影響を把握する。特に、次の2点について前倒しの対応を行う。
 - 固定資産の減損の検討(将来キャッシュフローの見積り、割引率の決定等)
 - 継続企業の前提の疑義への対応(将来計画、財政支援書の準備等)
4. 決算日程等について、子会社と具体的な打ち合わせを行う(今年の春節休暇は2月7日~13日)。

中国子会社の年度決算に際し、特に留意すべきと思われる事項を年度決算開始後に検討する場合には、期末後に決算数値が大きく変動したり、子会社の決算数値の確定が大幅に遅れる事態を招く可能性もあるため、事前に中国子会社の経理担当者等と協議し、早めの対策を講じることが望ましいと考えます。

決算留意事項の詳細は、デロイト トーマツ チャイナ ニュースVol.155(2015年10月号)会計情報をご覧ください。なお、本記事の意見にわたる部分は執筆者の私見であり、有限責任監査法人 トーマツの公式見解ではありません。

投資情報

最低資本金要求等を撤廃

2015 年 10 月 28 日、商務部は「一部の規定および規範性文書の改正に関する決定」(商務部令 2015 年第 2 号、以下“2 号令”と表記)を公布、即日施行しました。これにより、外国投資者が中国で設立する株式会社、投資性会社(日本の持ち株会社に類似)、ベンチャーキャピタル、リース会社などに対する最低資本金の要求が撤廃されました。また、登録資本の払込期限を定めた規定、更に、外商投資企業が投資・経営を行うにあたり登録資本の全額払込を前提条件とする規定も併せて削除されました。

近年、市場参入を容易にし、市場経済を活発化させる目的で、中国政府は登録資本金登記制度改革を推し進めてきました。この制度改革の骨子となるのは、①会社設立登記時の登録資本に関する登記が、実収登録資本金制度(実際に投資者から払込まれた出資金総額を登記する制度)から、授權登録資本金制度(将来払込む予定の資本金総額を登記する制度)へ移行すること、②出資金額、出资方式、出資時期については、会社と投資者との間の約束とし、会社の自主管理に任せ行政が関与しないこと、です。

既に 2014 年 3 月の改正会社法の施行を受け、2014 年 2 月 7 日付国务院が「登録資本金登記制度改革方案」(国発[2014]7 号)を公布し、その後商務部は 2014 年 6 月 17 日に「外資審査管理の改善に関する通知」(商資函[2014]314 号、以下“314 号通知”と表記)を公布しました。これら一連の通達により、外商投資企業の設立等に関して、最低資本金等の要求が廃止されました。しかし、314 号通知では改正対象となる外商投資関連法令、条文は明示されていなかったため、実務上、各監督官庁は設立登記や共同年度検査等を通じて外商投資企業に対し、従来通り最低資本金等を要求していました。

今回の 2 号令の施行により、最低資本金廃止などの適用対象となる外商投資企業が明確になり、登記手続に係る資料の提出が一部簡略化され、外国投資者の中国における投資・経営活動が一層行いやすくなることが期待されます。今回最低資本金、登録資本の払込期限の要求などが撤廃されたのは、外商投資による株式会社、投資性会社、ベンチャーキャピタル、リース企業、国際貨物運輸代理企業、物流企業などです。但し、投資性会社に関しては、外商投資による投資性会社設立に関する規定(商務部令[2004]22 号)に従い、設立後投資・借入等の活動を行う前提条件として依然として最低資本金が要求されていますので留意する必要があります。また、これまで登録資本金額の金額や払込状況について要求が定められていた、外商投資企業の中国国内投資、合併・分割、持分出資などの経営活動に関する要求が今回併せて廃止されています。

また、2号令では29の規定や規範性文書の改正が行われており、その内容は多岐にわたります。2号令による改正内容や投資性会社の最低資本金に関する留意点等の詳細は、デロイト トーマツ チャイナ ニュースVol.156(2015年11月号)投資情報をご覧ください。

投資情報

企業登記手続に「三証合一」全面開始

2015年10月1日から、企業の設立登記の際に発行される三証書の一本化（中国語：三証合一、以下“三証合一”と表記）による企業登記制度（以下、“新制度”と表記）が中国全土でスタートしました。「三証合一」とは、従来工商行政管理部門が発行していた「営業許可証」と品質監督検査検疫部門が発行していた「組織機構コード証」、更に税務部門が発行していた「税務登記証」の三証書を統合し、18桁の統一社会信用コードの記載してある「営業許可証」に一本化することを指します。「三証合一」により今後は、企業新設登記の際に工商行政管理部門へ必要資料を提出し「営業許可証」を発行してもらうのみで企業の登記手続が完了となります。なお、地方により対応が異なる可能性はありますが、登記申請から「営業許可証」が交付されるまでの所要期間は従来の1か月弱から3日まで短縮されます¹。

1. 新制度の特徴—三つの統合

- (1) 設立登記の受理窓口は工商行政管理部門となり、従来のように税務部門・品質監督検査検疫部門への再申請・登記が不要となります。従って申請書および提出資料も1部で足ります。
- (2) 企業コードが法人毎に賦与され、法人存続期間に亘り変更されません。また法人消滅後も遡及検索の為保留されます。
- (3) 企業情報が各政府部門にリアルタイムで共有されるほか、社会に対しても開示されます。

2. 移行期間

原則として新制度の移行期間は2017年12月31日までとされていますが、実行が困難な企業は2020年末まで延期することができます。ただし、地方によって、移行期間が短縮されることがありますので、所在地の工商行政管理部門への確認が必要です。

3. 留意事項

新制度で申請手続の受理窓口が集約されることにより、企業の新規設立や変更届出等の行政手続において事前審査の負担が軽減される一方で、今後は事後審査の厳格化が予想されます²。また、事後審査により虚偽や規則違反などが発覚した場合には厳しい懲罰が課される可能性がありますので、これまで同様に登記申請資料および申請内容について細心の注意を払う必要があります。

企業登記制度や登記手続の実務（新設登記、登記済企業の新しい「営業許可証」への切替、抹消登記）の詳細は、デロイト トーマツ チャイナ ニュース Vol.156（2015年11月号）投資情報をご覧ください。

¹ 人民日報 10月13日（http://www.saic.gov.cn/ywdt/gsyw/mtjj/201510/t20151013_162729.html）

² 2015年8月付 国務院弁公庁「ランダムに抽出検査の推進で事中事後監督管理を規範するに関する通知」（http://www.saic.gov.cn/ywdt/gsyw/zjyw/xxb/201508/t20150806_159837.html）

デロイト トーマツ グループ／徳勤華永会計事務所LLP(デロイト中国)による、中国事業展開サポート、 日系企業サービスのご紹介:

詳細情報は、下記の各 Web サイトをご参照ください。

- デロイト トーマツ グループ 中国ビジネスサポート: <http://www.tohmatsu.com/jp/jsg/ch>
- デロイト中国 JSG(日系企業サービスグループ):
<http://www2.deloitte.com/cn/en/pages/international-business-support/solutions/jsg-japanese.html>

デロイト トーマツ グループによる、中国事業展開サポート、日系企業サービスのお問い合わせ先:

デロイト トーマツ合同会社 中国室

〒108-6221 東京都港区港南 2-15-3 品川インターシティ C 棟

代表電話: 03-6720-8341 / Fax: 03-6720-8346

E-mail: chugoku@tohmatsu.co.jp

有限責任監査法人トーマツ 大阪事務所 中国室

〒541-0042 大阪市中央区今橋 4-1-1

淀屋橋三井ビルディング

代表電話: 06-4560-6031 / Fax: 06-4560-6039

E-mail: jposakats jimukyoku@tohmatsu.co.jp

有限責任監査法人トーマツ 福岡事務所 国際部

〒810-0001 福岡市中央区天神 1-4-2 エルガーラ

代表電話: 092-751-1813 / Fax: 092-751-8990

E-mail: fukuoka_kokusai@tohmatsu.co.jp

有限責任監査法人トーマツ 名古屋事務所 中国室

〒450-8530 名古屋市中村区名 3-13-5

名古屋ダイヤビルディング 3 号館

代表電話: 052-565-5511 / Fax: 052-565-5548

E-mail: chinadesk.ngo@tohmatsu.co.jp

◆「デロイト トーマツ チャイナ ニュース」のバックナンバーは

<http://www.tohmatsu.com/chinanews/> をご覧ください。

◆「デロイト トーマツ メールマガジン／デロイト トーマツ チャイナ ニュース」の配信をご希望の方は

<http://www.tohmatsu.com/mm/> よりお申し込みください。

◆お問合せ先: デロイト トーマツ合同会社 中国室

E-mail: chinanews@tohmatsu.co.jp

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、**デロイト** トーマツ税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 9,700 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じて、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 225,000 名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2016. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.